

○和歌山市立体育館条例

昭和45年3月20日

条例第11号

(設置)

第1条 本市は、市民の体育の振興を図るため、体育館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 体育館の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称           | 位置             |
|--------------|----------------|
| 和歌山市立松下体育館   | 和歌山市西浜1037番地   |
| 和歌山市立市民体育館   | 和歌山市土入318番地の1  |
| 和歌山市立河南総合体育館 | 和歌山市和佐中165番地の1 |

(休館日)

第2条の2 体育館の休館日は、次のとおりとする。

(1) 松下体育館は木曜日、市民体育館は月曜日、河南総合体育館は火曜日（これらの日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この号において「休日」という。）に当たるときは、その日以後においてその日に最も近い休日でない日）

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に開館し、又は休館することができる。

(使用時間)

第2条の3 体育館の使用時間は、9時から21時まで（河南総合体育館弓道場及び屋外テニスコートにあつては、9時から19時まで）とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(使用期間)

第2条の4 体育館の使用期間は、引き続き7日を超えることができない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを延長することができる。

(使用させる者の範囲)

第3条 体育館は、体育の振興を目的とする者に使用させる。

2 指定管理者は、体育館の運営に支障がないと認めるときは、これを前項以外の者に使用させることができる。

(使用の許可)

第4条 体育館を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可に、管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしない。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(3) 建物又は附属設備若しくは備品（以下「建物等」という。）を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(4) その他管理上支障があると認めるとき。

（使用料）

第5条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に掲げる使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（トレーニング室回数券）

第5条の2 市長は、個人の使用者の利便を図るため、回数券を発行することができる。

2 回数券は、市民体育館又は河南総合体育館のトレーニング室を個人の使用者が11回使用することができるものとする。

3 回数券の券面金額は、2,400円とし、回数券の発行時に徴収する。

4 指定管理者は、使用者が提出する回数券に検印を押したときに、トレーニング室に係る使用の許可をするものとする。

5 回数券は、換金することができない。

（使用料の減免）

第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の不還付）

第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（使用許可の取消し等）

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用の停止を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 第4条第3項各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。

(3) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。

(4) 使用の許可に付した条件に違反したとき。

（入館等の制限）

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、入館を拒絶し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある者
  - (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある物又は動物を携帯する者
  - (3) 建物等を損傷し、又は滅失するおそれがある者
  - (4) 次条の規定に違反した者
- (行為の禁止)

第10条 体育館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 火災、爆発その他危険を生ずるおそれがある行為をすること。
- (2) 騒音又は大声を発し、暴力を用い、その他他人の迷惑になる行為をすること。
- (3) 建物等を損傷し、若しくは滅失し、又はこれらのおそれがある行為をすること。
- (4) 許可を受けずに広告類を掲示し、又はまき散らすこと。
- (5) 許可された場所以外の場所へ立ち入ること。
- (6) 所定の場所以外の場所で飲食し、又は喫煙すること。
- (7) 許可を受けずに寄附を募り、又は物品を販売し、若しくは提供すること。
- (8) その他管理上支障がある行為をすること。

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、体育館の使用を終了したとき又は第8条の規定により使用の許可の取消しを受けたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害の賠償)

第12条 何人も、建物等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(地位の譲渡禁止等)

第13条 使用者は、その地位を貸し付け、又は譲渡することができない。

(指定管理者による管理)

第14条 体育館の管理は、指定管理者に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第15条 指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。ただし、市長に専属する権利及びこの条例において市長に留保されている権利を行うことはできない。

- (1) 体育館の使用の許可その他体育館の管理運営に関する業務
  - (2) 体育館の維持管理に関する業務
- (規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則 (昭和45. 8. 3施行、規則33)

この条例の施行期日は、規則で定める。

付 則（昭和４６年３月２２日）

この条例は、昭和４６年４月１日から施行する。

付 則（昭和４８年３月３１日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和５１年３月２０日）

この条例は、昭和５１年４月１日から施行する。

附 則（昭和５３年３月３０日 昭和５３．６．１施行、規則２５）

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則（昭和５８年３月２４日）

この条例は、昭和５８年４月１日から施行する。

附 則（昭和６２年３月２８日）

- １ この条例は、昭和６２年４月１日から施行する。
- ２ この条例による改正後の和歌山市立体育館条例別表第１から別表第３までの規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成元年３月３１日）

- １ この条例は、平成元年４月１日から施行する。
- ２ この条例による改正後の和歌山市立体育館条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成３年３月２６日）

- １ この条例は、平成３年４月１日から施行する。
- ２ この条例による改正後の和歌山市立体育館条例別表第１から別表第４までの規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成５年１２月２１日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成８年３月２６日）

- １ この条例は、平成８年４月１日から施行する。
- ２ この条例による改正後の和歌山市立体育館条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成９年３月２７日）

- １ この条例は、平成９年４月１日から施行する。

- 2 この条例による改正後の和歌山市立体育館条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成１２年３月２７日）

この条例は、平成１２年４月１日から施行する。

附 則（平成１７年１０月５日）

- 1 この条例は、平成１８年４月１日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和歌山市立体育館条例（以下「改正後の条例」という。）第２条の２第２項に規定する指定管理者の指定その他これに係る必要な行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例第１６条の規定の例により行うことができる。
- 3 この条例の施行の際現に受けている使用許可は、改正後の条例第４条の規定により受けた使用許可とみなす。

附 則（平成２０年７月１日）

- 1 この条例は、平成２１年４月１日から施行する。ただし、別表第４の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和歌山市立体育館条例（以下「改正後の条例」という。）第２条の２第２項に規定する指定管理者の指定その他これに係る必要な行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例第１６条及び第１７条の規定の例により行うことができる。

附 則（平成２１年３月４日）

この条例は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則（平成２１年３月２６日）

この条例は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則（平成２４年３月２３日）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則（平成２６年３月２４日）

- 1 この条例は、平成２６年４月１日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和歌山市立体育館条例別表第１から別表第４までの規定は、この条例の施行の日以後に許可をする使用に係る使用料について適用し、同日前に許可をした使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成２９年３月２４日）

この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則（平成２９年１２月１８日）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

8 この条例の施行の際現に附則第2項から前項までの規定による改正前のそれぞれの条例の規定により教育委員会がした処分その他の行為は、附則第2項から前項までの規定による改正後のそれぞれの条例の相当規定により市長がした処分その他の行為とみなす。

9 この条例の施行の際現に附則第2項から第7項までの規定による改正前のそれぞれの条例の規定により教育委員会に対してされている申請その他の手続は、附則第2項から第7項までの規定による改正後のそれぞれの条例の相当規定により市長に対してされた申請その他の手続とみなす。

附 則 (平成31年3月22日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

2 この条例による改正後の和歌山市立体育館条例別表第1から別表第4までの規定は、この条例の施行の日以後に許可をする使用に係る使用料について適用し、同日前に許可をした使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年3月10日)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月22日)

1 この条例は、令和6年6月1日から施行する。

2 この条例による改正後の別表第1から別表第3までの規定は、この条例の施行の日以後に許可をする使用に係る使用料について適用し、同日前に許可をした使用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表第1 (第5条関係)

体育館使用料

| 区分    |                 |          | 午前 (9時から12時まで) | 午後 (13時から17時まで) | 夜間1 (17時から19時まで) | 夜間2 (19時から21時まで) | 夜間 (17時から21時まで) | 午前午後 (9時から17時まで) | 午後夜間 (13時から21時まで) | 全日 (9時から21時まで) |
|-------|-----------------|----------|----------------|-----------------|------------------|------------------|-----------------|------------------|-------------------|----------------|
| 松下体育館 | アマチュアスポーツに使用する場 | 入場料無料の場合 | 3,650円         | 5,520円          | 3,170円           | 4,230円           | 7,400円          | 9,170円           | 12,920円           | 16,570円        |
|       |                 | 入場料有料の場合 | 11,160円        | 16,560円         | 9,610円           | 12,830円          | 22,440円         | 27,720円          | 39,000円           | 50,160円        |

|                                 |                           |                           |                  |         |          |         |         |          |          |          |          |
|---------------------------------|---------------------------|---------------------------|------------------|---------|----------|---------|---------|----------|----------|----------|----------|
|                                 |                           | 合                         | 場合               |         |          |         |         |          |          |          |          |
|                                 |                           | その他<br>の催し<br>に使用<br>する場合 | 入場料<br>無料の<br>場合 | 18,670円 | 27,600円  | 15,950円 | 21,270円 | 37,220円  | 46,270円  | 64,820円  | 83,490円  |
|                                 |                           | 入場料<br>有料の<br>場合          |                  | 56,030円 | 83,050円  | 48,030円 | 64,040円 | 112,070円 | 139,080円 | 195,120円 | 251,150円 |
| 市民<br>体育<br>館                   | アマチ<br>ュアス<br>ポーツ         | 入場料<br>無料の<br>場合          |                  | 5,390円  | 7,990円   | 4,640円  | 6,160円  | 10,800円  | 13,380円  | 18,790円  | 24,180円  |
|                                 | に使用<br>する場合               | 入場料<br>有料の<br>場合          |                  | 16,090円 | 23,960円  | 13,900円 | 18,520円 | 32,420円  | 40,050円  | 56,380円  | 72,470円  |
|                                 | その他<br>の催し<br>に使用<br>する場合 | 入場料<br>無料の<br>場合          |                  | 26,900円 | 40,180円  | 23,100円 | 30,820円 | 53,920円  | 67,080円  | 94,100円  | 121,000円 |
|                                 | 入場料<br>有料の<br>場合          |                           |                  | 80,930円 | 120,410円 | 69,370円 | 92,500円 | 161,870円 | 201,340円 | 282,280円 | 363,210円 |
| 河<br>南<br>総<br>合<br>体<br>育<br>館 | アマチ<br>ュアス<br>ポーツ         | 入場料<br>無料の<br>場合          |                  | 5,390円  | 7,990円   | 4,640円  | 6,160円  | 10,800円  | 13,380円  | 18,790円  | 24,180円  |
|                                 | に使用<br>する場合               | 入場料<br>有料の<br>場合          |                  | 16,090円 | 23,960円  | 13,900円 | 18,520円 | 32,420円  | 40,050円  | 56,380円  | 72,470円  |
|                                 | その他<br>の催し<br>に使用<br>する場合 | 入場料<br>無料の<br>場合          |                  | 26,900円 | 40,180円  | 23,100円 | 30,820円 | 53,920円  | 67,080円  | 94,100円  | 121,000円 |
|                                 | 入場料<br>有料の<br>場合          |                           |                  | 80,930円 | 120,410円 | 69,370円 | 92,500円 | 161,870円 | 201,340円 | 282,280円 | 363,210円 |
| 武<br>道                          | アマチ<br>ュアス                | 入場料<br>無料の                |                  | 2,000円  | 2,700円   | 1,510円  | 2,010円  | 3,520円   | 4,700円   | 6,220円   | 8,220円   |

|   |      |       |        |        |        |        |        |        |        |        |
|---|------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 館 | ポーツ  | 場合    |        |        |        |        |        |        |        |        |
|   | に使用  | 入場料   | 6, 1 1 | 8, 2 1 | 4, 6 4 | 6, 1 6 | 1 0, 8 | 1 4, 3 | 1 9, 0 | 2 5, 1 |
|   | する場合 | 有料の場合 | 0 円    | 0 円    | 0 円    | 0 円    | 0 0 円  | 2 0 円  | 1 0 円  | 2 0 円  |
|   | その他  | 入場料   | 1 0, 3 | 1 3, 7 | 7, 6 5 | 1 0, 2 | 1 7, 8 | 2 4, 0 | 3 1, 5 | 4 1, 9 |
|   | の催し  | 無料の場合 | 3 0 円  | 3 0 円  | 0 円    | 0 0 円  | 5 0 円  | 6 0 円  | 8 0 円  | 1 0 円  |
|   | に使用  |       |        |        |        |        |        |        |        |        |
|   | する場合 | 入場料   | 3 1, 1 | 4 1, 4 | 2 3, 1 | 3 0, 8 | 5 3, 9 | 7 2, 5 | 9 5, 3 | 1 2 6, |
|   | 場合   | 有料の場合 | 2 0 円  | 6 0 円  | 0 0 円  | 2 0 円  | 2 0 円  | 8 0 円  | 8 0 円  | 5 0 0  |
|   |      |       |        |        |        |        |        |        |        | 円      |

備考 第2条の3ただし書の規定により同条本文に規定する使用時間以外の時間に使用し、又はこの表に定める時間区分を超過し、若しくは繰り上げて使用することを指定管理者が認めた場合は、当該使用時間以外の時間に使用し、又は使用区分を超過し、若しくは繰り上げる時間1時間（1時間未満の端数は、1時間とする。）につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の使用料を徴収し、又は追徴する。

- (1) 松下体育館をアマチュアスポーツに使用し、かつ、入場料無料の場合 2, 1 1 0 円
- (2) 松下体育館をアマチュアスポーツに使用し、かつ、入場料有料の場合 6, 4 1 0 円
- (3) 松下体育館をその他の催しに使用し、かつ、入場料無料の場合 1 0, 6 3 0 円
- (4) 松下体育館をその他の催しに使用し、かつ、入場料有料の場合 3 2, 0 3 0 円
- (5) 市民体育館又は河南総合体育館をアマチュアスポーツに使用し、かつ、入場料無料の場合 3, 0 8 0 円
- (6) 市民体育館又は河南総合体育館をアマチュアスポーツに使用し、かつ、入場料有料の場合 9, 2 7 0 円
- (7) 市民体育館又は河南総合体育館をその他の催しに使用し、かつ、入場料無料の場合 1 5, 4 0 0 円
- (8) 市民体育館又は河南総合体育館をその他の催しに使用し、かつ、入場料有料の場合 4 6, 2 5 0 円

別表第2（第5条関係）

体育館使用料

|    |               |                |                |                |                   |
|----|---------------|----------------|----------------|----------------|-------------------|
| 区分 | 9時から1<br>2時まで | 13時から<br>16時まで | 16時から<br>19時まで | 19時から<br>21時まで | 全日（9時から<br>21時まで） |
|----|---------------|----------------|----------------|----------------|-------------------|

|         |     |      |        |        |        |      |        |
|---------|-----|------|--------|--------|--------|------|--------|
| 河南総合体育館 | 弓道場 | 専用使用 | 1,360円 | 1,360円 | 1,360円 | 910円 | 4,990円 |
|         |     | 個人使用 | 280円   | 280円   | 280円   | 190円 |        |

別表第3（第5条関係）

体育館使用料

| 区分      |          | 9時から11時まで | 11時から13時まで | 13時から15時まで | 15時から17時まで | 17時から19時まで | 全日（9時から19時まで） |
|---------|----------|-----------|------------|------------|------------|------------|---------------|
| 河南総合体育館 | 屋外テニスコート | 1,080円    | 1,080円     | 1,080円     | 1,080円     | 1,080円     | 5,400円        |

別表第4（第5条関係）

体育館附属施設及び特殊器具等使用料

| 種類     |                            | 単位                     | 使用料                         |
|--------|----------------------------|------------------------|-----------------------------|
| 附属設備器具 | 会議室                        | 1室 1回                  | 930円                        |
|        | 拡声装置                       | 1式 1回                  | 1,870円                      |
|        | 折畳長机                       | 1台 1回                  | 20円                         |
|        | 折畳いす                       | 1脚 1回                  | 20円                         |
|        | 電光掲示板                      | 1回                     | 930円                        |
|        | トレーニング室<br>（市民体育館・河南総合体育館） | 1室 1回                  | 個人 240円<br>団体（10人以上） 2,450円 |
|        | ステージ<br>（松下体育館）            | 1回                     | 1,870円                      |
|        | 組立てステージ<br>（河南総合体育館）       | 1脚 1回                  | 120円                        |
|        | 冷暖房設備<br>（市民体育館）           | 1時間（1時間未満の場合は、1時間とする。） | 4,400円                      |
| 運動用具   | バスケットボール                   | 1面 1回                  | 350円                        |
|        | バレーボール                     | 1面 1回                  | 350円                        |
|        | 庭球                         | 1面 1回                  | 350円                        |
|        | ハンドボール                     | 1面 1回                  | 350円                        |
|        | フットサル                      | 1面 1回                  | 350円                        |

|                         |              |         |
|-------------------------|--------------|---------|
| バドミントン                  | 1 面 1 回      | 8 0 円   |
| 卓球                      | 1 面 1 回      | 8 0 円   |
| 体操<br>(松下体育館)           | 1 種目 1 組 1 回 | 2 6 0 円 |
| 柔道畳<br>(河南総合体育館)        | 1 畳 1 回      | 2 0 円   |
| 空手用フロアーマット<br>(河南総合体育館) | 1 枚 1 回      | 2 0 円   |